

第4次野洲市男女共同参画行動計画に基づく令和6年度事業実績及び令和7年度事業計画

【取組評価】
 A：プラン目標に沿った事業展開が概ねできた。(達成率80%以上)
 B：プラン目標に沿った事業展開がある程度できた。(達成率50%以上80%未満)
 C：プラン目標に沿った事業展開があまりできなかった。(達成率50%未満)
 D：プラン目標に沿った事業展開がまったくできなかった。(達成率0%)

基本目標 I あらゆる分野への男女共同参画
 重点課題 1 女性も男性もともに参画するまちづくり

No.	施策	プランやす事業名	プランやす事業の概要	担当課	2024年度(R6年度)事業実績及び成果と課題				2025年度(R7年度)計画	第4次行動計画終了時点(令和7年度)での到達目標	備考
					取組評価	事業実績	事業成果	課題・問題点等	計画(継続・変更等)		
1	(1)政策・方針決定過程への女性の参画拡大	①女性委員の積極的登用の推進	審議会・委員会については、男女のバランスがよい組織となるようにします。	人権施策推進課	B	令和6年1月1日現在の女性の参画割合は、全体で35.0%であったが、令和7年1月1日現在は、36.2%と昨年度と比較すると増加した。	女性委員の比率が40%~60%にある審議会等の割合は増加し、女性の参画に対する意識が高まった。	各審議会、委員会等の担当課の配慮・協力も必要であるが、充て職等により達成できない場合もある。	継続	各種審議会、委員会の女性委員比率を40%にする。	
2		②女性委員の参画状況調査	各種審議会や委員会の女性の参画状況や市民公募制の実施状況を定期的に把握します。定期的に調査した結果は、広報誌やホームページなどを通じて公開します。	人権施策推進課	A	令和5年1月1日現在の女性の参画状況を調査した。調査した結果は、審議会結果とともにホームページを通じて公開する。	定期的に調査をしデータを開示することで、女性委員の参画についての意識が高まった。	広報誌やホームページなどを通じてスムーズに公開する。	継続	定期的な女性委員の参画状況調査の維持。	
3		③委員選出方法の検討	女性の参画をより一層推進できるよう、審議会や委員会などの委員選出方法の見直しや、関係団体への女性推薦依頼を検討します。	人権施策推進課	B	審議会や委員会などの委員選出時に関係団体への女性推薦依頼を行った。	各担当課から委嘱替え時に、女性を推薦いただくよう関係団体に依頼を行った。	推薦団体に女性が少ない場合は、依頼しても男性の推薦しかいただけない場合が多い。	継続	各種審議会、委員会の女性委員比率を40%にする。	
4		④女性職員の登用促進	女性の採用や課長級以上の管理職への登用は、その能力や成績を基に、市が他の模範となるように進めます。	人事課	A	令和6年度の採用試験では女性の受験者数が47.3%、採用者の女性割合も55.6%であった。また、管理職に占める女性割合は、31.8%の実績となった。	女性職員の採用については、一定取り組めたと考える。また、人事評価に基づく昇任等、適正な人事管理ができた。	降格を希望する職員がいる。	継続	課長級以上の管理職員に占める女性の割合を30%以上とする。	
5		④女性職員の登用促進	女性活躍推進法に基づき、女性の活躍推進の視点を加えた「野洲市特定事業主行動計画」を策定しています。この計画に基づき、女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析を行い、数値目標や取組内容など女性の活躍に関する情報の公表を行います。	人事課	B	職員の女性採用及び管理職の女性割合は、前年度を上回る結果となり、目標を達成することができた。	育児休業の取得があった場合、代替職員の配置を行い、休暇取得しやすい環境づくりの取り組みができた。	新規採用試験の受験者数が減少していること、また、合格者の辞退も多い状況。	継続	女性の活躍に関する情報を毎年公表します。	
6	へ方(1)の針(1)女性決定過程の参画拡大	⑤人材に関する情報の収集・整備・提供	男女共同参画推進におけるリーダー育成のため、学習や実践活動の場、情報の提供を行います。	人権施策推進課	B	G-NET滋賀や他市が主催する講演会や、情報をセンター内に設置した。	情報の提供が行えた。	市主催の男女共同参画推進におけるリーダー育成のための学習の場が提供できていない。	継続	各種事業への参加者を増加させ、現在不在である公募での審議会委員を選出する。	

7	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	⑥各種団体などへの意識啓発	地域社会において、伝統的な文化として受け継がれている諸行事や、PTA・子ども会などの地域活動に男女が積極的に共同参画できるように推進します。	生涯学習課 文化スポーツ振興課	B	(生涯学習課) 市子連加入の単位子ども会が、年々減少し、5年度から4会になったこともあり、事業は行われていない。令和6年度から市子連の解散が役員会で決まった。 PTAは令和6年度から解散する学校や継続する学校においても非加入者が増加している現状から、以前のような全ての保護者を対象としたPTA活動はできない。 令和6年度はPTA加入者による諸行事を実施し、男女共同参画により活動できた。 (文化スポーツ振興課) 関係組織や団体に補助金を交付するなどの支援を行い、誰もが参加できる文化芸術や各種スポーツを年間を通して実施した。	(生涯学習課) PTA活動は、県や市の様々な事業へ参画を行った。 (文化スポーツ振興課) 年齢や性別を問わず誰もが心身の健康維持増進を図ることができ環境づくりに貢献し、市民生活の向上に寄与できた。	(生涯学習課) 多くの学校でPTAの解散や活動縮小が進んでいる現状は、PTA活動の限界を向かえており、抜本的な改革が求められている。	継続	活動のあり方を検討すると同時に、女性の参画を積極的に進める。 (文化スポーツ振興課) 各種団体の諸活動への女性参画を増やす。
8		⑦自治会長などへの啓発推進	自治会における運営・方針決定過程の場への女性の参画について促進されるよう、また、自治会役員に女性の参画が進むよう啓発します。	自治防災課	A	県外研修のバス車内及び自治連合会役員会で男女差別に関する内容を含むDVDを視聴し、研修を実施した。	女性自治会長又は副自治会長の割合は、令和5年度が19.6%であったのに対し、令和6年度は16.3%に減少したが、女性自治会長のみ割合は、令和5年度が3.3%であったのに対し、令和6年度は5.4%と増加した。		継続	自治会長又は副会長が女性である自治会の率を20%にする。
9	(2) 女性のエンパワメントの促進	①女性リーダーの増加、女性の人材育成・研修	あらゆる分野の活動において、女性がリーダーとして活躍できるよう、幅広い視野や知識を身につけ、実践できる機会を提供します。	生涯学習課	A	市民が主体の生涯学習カレッジ実行委員会により、本市の生涯学習機会の推進が図られた。	男女問わずあらゆる年代が参加できる学習機会として生涯学習カレッジを開催した。 令和6年度は年5回開催	参加者の固定化	継続	女性リーダー育成のための研修の機会を増やす。
10	(3) 防災、環境、共同参画の視点に立った防犯分野の促進	①男女共同参画の視点に立った防犯分野の促進	防犯分野における方針決定の場への女性の参画が進むよう必要な情報の提供などの支援を行います。	自治防災課	A	野洲市地域安全連絡会議の委員15名のうち、4名の女性に参画いただき、防犯対策への女性の意見の反映に努めた。	市における防犯事業や青少年対策、消費生活相談、安全教育などの情報提供を行うことにより、関係団体との連携を図ることができ、会議目的である地域安全推進の一助となった。	委員は、関係機関等や各種団体等の代表者や推薦での委嘱としており、男性が多い現状であるが、女性の参画を求めていく必要がある。	継続	各種審議会、委員会等の女性委員比率を40%にする。
11	その参画の視点に立った防犯、防	②災害時における男女共同参画の推進	防災(災害復興も含む)分野における方針決定過程の場への女性の参画が進むよう必要な情報の提供などの支援を行い、男女共同参画の視点に立った意見を取り入れながら、避難所、備蓄品などの整備を行います。	自治防災課	A	防災訓練において、避難所設営訓練では要配慮者や女性等のプライバシーに配慮した仕切りテントの設置体験や、能登地震でも課題となった非常時トイレの体験訓練を実施した。	避難所運営における個室の確保や生理用品の備蓄等、女性の視点での防災施策を推進することに繋がった。		継続	女性の意見を反映した整備を行う。女性委員の参画を推進する。
12	野たの防犯、防	③男女共同参画の視点に立った環境問題への取組の推進	環境分野における男女共同参画を推進し、市民一人ひとりの環境問題への意識を高めるとともに、持続可能な循環型社会の実現をめざします。	環境課	A	昨年同様、自然保護活動や啓発活動、美化活動などの市民活動を支援し、男女の区別なく多くの市民の参画を得ることができた。	性別に関係なく、環境分野における活動に多くの方に自主的に継続的に参加いただけた。	環境基本計画推進会議「水と緑・安心の野洲：えこっちやす」のメンバーについて、固定化し高齢化が進み後継者が育っていない。	継続	男女の意見を取り入れ、持続可能な循環型社会の実現をめざす。

13	(3) 男女共同参画の視点になつた分野の防犯、防災、環境、その他さまざま	④男女共同参画の視点に立った様々な分野の促進	地域おこし、まちづくり、観光分野など、さまざまな分野における方針決定の場への女性の参画が進むよう取組を進めます。	総合調整課 地域経済振興課	B	・総合計画審議会、総合計画・総合戦略評価委員会、都市経営審議会における全委員42名中15名が女性の参画であった。野洲市内の事業所内人権啓発推進を推進する組織として、野洲市企業人権啓発推進協議会があり、協議会役員にグローバルな事業展開を行い、かつ人権デューデリジェンスや男女共同参画に積極的な企業であるオムロン株式会社野洲事業所の女性事業所長に理事として就任いただいた。	・女性委員の割合としては全体で35.7%ではあるが、参画いただき議論を深めることができた。協議会の事業所内の人権研修・啓発の取組支援について行う事業活動に対して、効果的な提言をいただくとともに、協議会の事業活動(研修事業・啓発事業)に対しても積極的に企画や活動に参加いただいている。	・昨年度に比べると女性委員のポイント数は上がった。ただ、依頼する構成組織自体の女性割合が少ないという実状はある。野洲市男女共同参画審議会の審議委員については毎年、野洲市企業人権啓発推進協議会の役員(副会長)を推薦し審議会委員に就任いただいている。令和6年度は当協議会役員である女性理事を推薦しようとしたが、男女比率の定員枠を理由に就任がかなわなかった。企業経営者・管理者として人権意識も高く、男女共同参画についても十分な知見を持ち、かつ実践されている人物を審議会委員に委嘱することは審議会自体も活性化すると考える。従前の「充て職」的な思考や男女の就任比率を考慮するような施策を改め、人権意識の高い女性の経営者・管理者を積極的に登用し女性審議会委員の比率を高める必要がある。	継続 継続	各種審議会、委員会等の女性委員比率を40%にする。野洲市企業人権啓発推進協議会の会員事業所においては女性経営者・管理者、人権啓発担当者も多くおられる。当協議会の役員(理事)に就任されたならば、野洲市男女共同参画審議会審議会委員に推薦し、就任の実現を図っていく。
			男女が安心して学習に参加できるよう、市が主催する講座などの事業においては、託児を実施します。	人権施策推進課	A	必要と思われる事業については、託児を実施するため予算化して体制を整えた。	託児を実施するため予算化して体制を整えた。	もう少し周知方法を検討する必要がある。	継続	市が主催する事業等において、託児を実施し、子育て中の市民が参加しやすい環境を整備する。

重点課題 2 多様な選択のできる環境づくり

No.	施策	プランやす事業名	プランやす事業の概要	担当課	2024年度(R6年度)事業実績及び成果と課題				2025年度(R7年度)計画 計画(継続・変更等)	第4次行動計画終了時点(令和7年度)での到達目標	備考
					取組評価	事業実績	事業成果	課題・問題点等			
15	(1)多様な働き方が	①関係法令などの周知	働く女性が性別により差別されることなく、能力を十分発揮し充実した職場生活がおくれるよう、男女雇用機会均等法や労働基準法などの社会制度の周知や職場におけるセクシュアル・ハラスメント(セクハラ)やマタニティ・ハラスメント(マタハラ)の禁止の啓発に努めます。	地域経済振興課	A	<p>(1)男女を問わず能力を十分発揮して充実した職場生活が送れるように法制度の周知を事業所に対して確認したものと、令和6年度事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員事業所訪問において1職業安定法施行規則の改正により令和6年4月1日より労働者の募集に際しては「従事すべき業務の変更の範囲」「就業場所の変更の範囲」「有期労働契約を更新する場合の基準」について対応しているかを確認した。</p> <p>2障がい者差別解消法が改正され、令和6年4月より「合理的配慮の提供」が民間事業者にも義務化されたことを社内に周知、情報共有しているかを確認した。</p> <p>(2)職場におけるセクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント(マタハラ)の禁止の啓発については、1令和7年2月に湖南地区職業対策連絡協議会と4市企業(同和)教育推進協議会との交流研修会を野洲市主催で行い、市内事業所の参加のもと、テーマ「企業におけるジェンダー問題を理解する」で行った。2令和6年5月に野洲市内の企業および事業所における人権に対する意識と人権研修の実態等を把握するために「人権に関するアンケート調査」を実施した。調査項目に「人権に関する事柄で、特に関心があることはどのようなことか。」「ハラスメント対策についてどのような内容を実施しているか。」のアンケートを実施した。</p>	<p>(1)-1 対応していると回答した112事業所の従業員別割合は7名~4252名の事業所と従業員規模に関わらず回答が寄せられている。採用に関しての法改正に伴う認識と対応が十分に認識されていると判断できる。対応していないと回答した23事業所は昨年度新規採用がない事業所や中小零細事業所が多くみられた。</p> <p>(1)-2 周知をしたと回答した事業所は73事業所(54%)周知ができていないと回答した事業所が60事業所(44%)と均衡した状態であった。</p> <p>(2)-1 女性の権利、男女共同参画、ダイバーシティ、ジェンダーに関する人権問題、ジェンダー不平等について、仕事と生活の両立、育児・介護求職支援について理解を深めたとともに、ワークショップを開催し「企業・職場の均等・両立支援について」「ジェンダー平等、女性活躍推進の取組状況」について参加者の意見交換を行った。</p> <p>(2)-2 「人権に関する事柄で、特に関心があること」については事業所の従業員に対する対応を中心とした人権課題(ハラスメント、男女共同参画、メンタルヘルス、公正採用選考)が165件58%を占めていた。また、高齢者、障がい者、外国人の人権課題が53件18%と続いている。最近の人権動向を見据えたものとして性的マイノリティ、個人情報、環境保護に関する関心も増加している。「ハラスメント対策についてどのような内容を実施しているか。」ハラスメント禁止の規則や防止指針の策定や相談窓口の設置は108社48%を占めている。また、研修等の実施や啓発は75社34%となっている。</p>	<p>(1)-2 令和6年度に野洲市企業人権啓発推進協議会主催の研修会で「障がい者雇用における合理的配慮」の研修会を実施して38事業所の参加を見たが、まだまだ障がい者に対する合理的配慮の事業所の対応は低い状態にあり人権啓発に対する課題が見られた。今後も引き続き啓発を継続していく</p> <p>(2)-1 参加された事業所の方の人権意識は高いが、事業所に持ち帰って周知・啓発を行われるものであるが、単純なハラスメント問題と違い「ジェンダー問題」を従業員にどのように理解してもらうのが課題である。</p> <p>(2)-2 部落差別解消に向けた取組については関心が低いように思われる。これからは研修会開催を中心として関心を高めていく必要がある。対応マニュアルの設置は15社7%と低く、ハラスメント対策の検討・未検討は24社11%となっている。人権相談の延べ件数で22社の人権相談数であったことから、対策の検討や対応マニュアル策定が必要と思われる。</p>	継続	労働関係法令の改正は必要に応じて毎年改定がされることから、事業所に対して改定内容の周知を研修会開催、人権啓発冊子の配布等を通じて継続していく。令和7年度事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員事業所訪問においても「社内研修・啓発の実施」を確認していく。	

16	できる就業環境の整備	②企業向け学習機会の確保と啓発	企業・事業所などに対して男女の対等な職業観・労働観の醸成を図るため、企業人権啓発推進協議会などの各種研修会で女性問題や男女共同参画について学習する機会の提供や広報啓発に努めます。	地域経済振興課	A	(1)地域経済振興課の令和6年度野洲市企業内人権啓発事業として以下の取り組みをした。 1令和6年度事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員事業所訪問 2野洲市内の企業および事業所における人権に対する意識と人権研修の実態等を把握するために「人権に関するアンケート調査」の実施 3湖南地区職業対策連絡協議会と4市企業(同和)教育推進協議会との交流研修会を主催 (2)野洲市企業人権啓発推進協議会の会員事業所に対する啓発事業として、以下の事業を行った。 1広報誌の発行 ・広報誌「人ちゃん権ちゃんだより第30号」において、「人権に関する企業・事業所アンケート調査結果」の一部を掲載した。 ・広報誌「人ちゃん権ちゃんだより第31号」において、「あなたのジェンダー度・職場のジェンダー度をチェックしましょう」としてチェックシート(職場のジェンダーギャップ、仕事に要する時間について、企業・職場の均等・両立支援について、家事分担の見直しについて、あなたの会社のジェンダー平等・女性活躍推進の知り組状況)を掲載した。 2野洲市企業人権啓発推進協議会会員事業所に対して人権啓発冊子「令和6年度版人権の擁護(法務省)」を配布し、企業からの男女共同参画社会の実現、男女雇用機会均等法、ワークライフバランスの実現、セクシャルハラスメントの撲滅等についての事業所内啓発を喚起した。	(1)-1 No15の事業成果(1)-1・2参照 (1)-2 No15の事業成果(2)-2参照 (1)-3 No15の事業成果(2)-1参照 (2)-1・2 地域経済振興課に提出いただいた企業・事業所での令和6年度社内人権研修・啓発実績報告書において、ハラスメント、男女共同参画、メンタルヘルス、働きやすい職場づくり、女性の人権などのテーマで研修や啓発が実施されていることを確認した。	(1)-1 NO15の課題・問題点等 (1)-2参照 (1)-2 NO15の課題・問題点等 (2)-2参照 (1)-3 NO15の課題・問題点等 (2)-1参照 (2)-1・2 事業所における人権啓発意識は一律ではない。人権意識の高い事業所は従業員に対して研修・啓発の実施が図られ一定の効果をもたらしている。人権意識の低い事業所においては人権研修・啓発が停滞しているのが現状である。経営者・管理者、人権啓発担当者等に対して事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員の事業所訪問ヒアリングによる指導と野洲市企業人権啓発推進協議会による事業活動の深化を進めていくことが課題である。	継続	取組を継続し、女性問題や男女共同参画ハラスメントについて学習する機会の提供や広報啓発に努めます。
		①企業内教育の促進	多様な職種・職域などに女性が男性と対等に参画し、能力を発揮していくための教育訓練や能力開発研修が積極的に行われるよう、企業に協力を依頼します。	地域経済振興課	A	1令和7年2月に湖南地区職業対策連絡協議会と4市企業(同和)教育推進協議会との交流研修会を野洲市主催で行い、市内事業所の参加のもと、テーマ「企業におけるジェンダー問題を理解する」で行った。	1女性の人権、男女共同参画、ダイバーシティ、ジェンダーに関する人権問題、ジェンダー不平等について、仕事と生活の両立、育児・介護求職支援について理解を深めたとともに、ワークショップを開催し「企業・職場の均等・両立支援について」「ジェンダー平等、女性活躍推進の取組状況」について参加者の意見交換を行った。	1参加された事業所の方の人権意識は高いが、事業所に持ち帰って周知・啓発を行われるものであるが、単純なハラスメント問題と違い「ジェンダー問題」を従業員にどのように理解してもらうのが課題である。	継続	取り組みを継続し、女性への教育訓練や能力開発研修が積極的に行われるよう、研修会や人権啓発推進班員の事業所訪問を通じて指導・協力を依頼する。
		②各種講座など学習機会の充実	女性自身が多様な能力を身につけ、主体的に学習活動に参加できるよう学習・講座などのプログラムを検討し、内容の充実に努めます。	生涯学習課	A	性別を問わず、だれでもどこでも参加できる内容の学習機会の充実に努めた。	実際に地域で活動している方に講師になってもらい、市民の身近な取組活動を知る機会の提供に努めた。			継続

19	向（ 上2 ） た職 め業 の能 施力 策開 推発 進・	③女性の起 業支援	事業を起こそうとする女性に対して、関係機関と連携しながら必要な情報を提供し、相談に応じるなどの支援策を図ります。	地域経済振興課	B	創業を希望する人、創業について興味のある人を対象に創業塾を年5回開催した。受講生の研修は男女合同での研修を行っている。	創業塾の研修を受けた受講生のうち、男女を含み6名が創業している。令和3年度からは創業塾を受講し創業した受講生に補助金を補助している。	創業に向けて創業塾を受講し、受講後の創業に向けた支援が課題であり、総合補助金制度は今後も施策を継続していく。	継続	創業支援に取り組む多様な関係機関と連携し、相談窓口を案内することにより情報提供を図っていく。
20	た（ め3 ） 供情 就 報業 提の	①就労情報 提供	関係機関と連携しながら、就職、転職、再就職を希望する女性に対して、就労に関するさまざまな情報提供を行っていることを市民に周知徹底し、だれもが迅速に身近なところで情報が得られるように努めます。	市民生活相談課	A	滋賀労働局との協定に基づき、市役所本館内に設置しているやすワークにおいて、職業相談や求人情報の取得等、本人への応募ができる環境を整えている。	生活困窮支援とやすワークが連携して就労支援を行い、総就職決定者67人の内、女性の就労決定者は、24人であった。（令和7年3月末時点）	—	継続	関係機関と連携を充実させ情報提供を図る。

重点課題 3 職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

No.	施策	プランやす 事業名	プランやす 事業の概要	担当課	2024年度(R6年度)事業実績及び成果と課題				2025年度(R7 年度)計画 計画(継続・ 変更等)	第4次行動計画終 了時点(令和7年 度)での到達目標	備考
					取組 評価	事業実績	事業成果	課題・問題点等			
21		①多様なニーズに対応した 就業形態などの普及啓発	育児・出産・介護などにあたる男女がともに育児・介護休業制度を利用でき、仕事優先の勤労観を積極的に是正し、職業生活と家庭生活を両立できるよう、啓発に努めます。	地域経済振興課	A	野洲市企業人権啓発推進協議会会員事業所に対して人権啓発冊子「令和6年度版人権の擁護(法務省)」を配布し、企業からの男女共同参画社会の実現、男女雇用機会均等法、ワークライフバランスの実現、セクシャルハラスメントの撲滅等についての事業所内啓発を喚起した。	地域経済振興課に提出いただいた企業・事業所での令和6年度社内人権研修・啓発実績報告書において、ハラスメント、男女共同参画、メンタルヘルス、働きやすい職場づくり、女性の人権などのテーマで研修や啓発が実施されていることを確認した	事業所における人権啓発意識は一律ではない。人権意識の高い事業所は従業員に対して研修・啓発の実施が図られ一定の効果をもたらしている。人権意識の低い事業所においては人権研修・啓発が停滞しているのが現状である。経営者・管理者、人権啓発担当者等に対して事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員の事業所訪問ヒアリングによる指導と野洲市企業人権啓発推進協議会による事業活動の深化を進めていくことが課題である。	継続	取組を継続し、女性問題や男女共同参画ハラスメントについて学習する機会の提供や広報啓発に努めます。	

22	(1) ワーク・ライフ・バランスの促進	②仕事と家庭の両立のための支援・啓発	職業生活と家庭生活を両立し、女性が働き続けることができるような支援環境の整備について企業に働きかけます。	地域経済振興課	A	1野洲市企業人権啓発推進協議会会員事業所に対して人権啓発冊子「令和6年度版人権の擁護(法務省)」を配布し、企業からの男女共同参画社会の実現、男女雇用機会均等法、ワークライフバランスの実現、セクシャルハラスメントの撲滅等についての事業所内啓発を喚起した。 2令和7年2月に湖南地区職業対策連絡協議会と4市企業(同和)教育推進協議会との交流研修会を野洲市主催で行い、市内事業所の参加のもと、テーマ「企業におけるジェンダー問題を理解する」で行った。 3・広報誌「人ちゃん権ちゃんだより第31号」において、「あなたのジェンダー度・職場のジェンダー度をチェックしましょう」としてチェックシート(職場のジェンダーギャップ、仕事に要する時間について、企業・職場の均等・両立支援について、家事分担の見直しについて、あなたの会社のジェンダー平等・女性活躍推進の知り組状況)を掲載した。	1・3地域経済振興課に提出いただいた企業・事業所での令和6年度社内人権研修・啓発実績報告書において、ハラスメント、男女共同参画、メンタルヘルス、働きやすい職場づくり、女性の人権などのテーマで研修や啓発が実施されていることを確認した。 2女性の人権、男女共同参画、ダイバーシティ、ジェンダーに関する人権問題、ジェンダー不平等について、仕事と生活の両立、育児・介護求職支援について理解を深めたとともに、ワークショップを開催し「企業・職場の均等・両立支援について」「ジェンダー平等、女性活躍推進の取組状況」について参加者の意見交換を行った。	1・2・3 事業所における人権啓発意識は一律ではない。人権意識の高い事業所は従業員に対して研修・啓発の実施が図られ一定の効果をもたらしている。人権意識の低い事業所においては人権研修・啓発が停滞しているのが現状である。経営者・管理者、人権啓発担当者等に対して事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員の事業所訪問ヒアリングによる指導と野洲市企業人権啓発推進協議会による事業活動の深化を進めていくことが課題である。	継続	取組を継続し、女性問題や男女共同参画ハラスメントについて学習する機会の提供や広報啓発に努めます。
			育児や介護をしながら働く人やパートタイム、派遣で働く人等の労働に関するさまざまな相談に対応し、短時間正社員制度、テレワーク、在宅就労など、ワーク・ライフ・バランスを可能とする多様な働き方について普及促進を図ります。	地域経済振興課 市民生活相談課	A	【地域経済振興課】 男女を問わず就労相談業務は地域経済振興課の業務には該当しない。ただし事業所から雇用に関する就労相談業務の見解を求められた場合は関係機関に取り次いでいる。事業所に対しては従業員に対する就労に関しては人権課題(男女共同参画、ワークライフバランス、求職・介護制度等)の啓発を行うことを事業所に対して指導している 【市民生活相談課】 求職者に対しては、相談者の多様な働き方について希望を聞き取り、やすワークと連携のうえ、相談業務を行った。 ・やすワークによる就労支援 相談利用者244人(生活困窮/104人、一般/140人)(延べ736回の面談)、生活困窮就労決定者実人数53人(生活困窮就職率/50.96%)	【地域経済振興課】 地域経済振興課に提出いただいた企業・事業所での令和6年度社内人権研修・啓発実績報告書において、ハラスメント、男女共同参画、メンタルヘルス、働きやすい職場づくり、女性の人権などのテーマで研修や啓発が実施されていることを確認した。 【市民生活相談課】 女性の総就職決定者24人の就労形態 正社員:7人 派遣社員:3人 契約社員:2人 パートタイム:12人	【地域経済振興課】 事業所における人権啓発意識は一律ではない。人権意識の高い事業所は従業員に対して研修・啓発の実施が図られ一定の効果をもたらしている。人権意識の低い事業所においては人権研修・啓発が停滞しているのが現状である。経営者・管理者、人権啓発担当者等に対して事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員の事業所訪問ヒアリングによる指導と野洲市企業人権啓発推進協議会による事業活動の深化を進めていくことが課題である。	継続	【地域経済振興課】 取組を継続し、女性問題や男女共同参画ハラスメントについて学習する機会の提供や広報啓発に努めます。 取組を継続し、ワーク・ライフ・バランスを可能とする多様な働き方について啓発に努める。 ハローワークとの連携を強化し就職率67%の達成を目指す。

24		②仕事と家庭の両立のための支援・啓発	男女共同参画が男性にとってもメリットがあり、男性の多様な生き方や豊かな人生につながるものであるという意識の醸成を図ります。また、イクメンやイクボスの養成を推進するとともに、男性の仕事と子育ての両立を支援する社会的な機運醸成を図ります。	地域経済振興課 人権施策推進課	A	【地域経済振興課】 令和5年度の推進班員事業所訪問において県が作成した「人権啓発推進状況調」の質問項目の中に、「育児休業と産後パパ育児」「育児休業と介護休業」の取得要件撤廃に伴って事業所の対応を求められたことにより、ワークライフバランスの促進として、事業所の認識が高まっている。また、野洲市企業人権啓発推進協議会の研修会においても「男女共同参画」「ワークライフバランス」「育児・介護休業」を複数の研修会でその内容を取り入れた研修を実施している。 (人権施策推進課) ワーク・ライフ・バランス月間(11月)に人権センター等でコーナーを設置した。また、ポスターを施設に掲出した。	【地域経済振興課】 地域経済振興課に提出いただいた企業・事業所での令和6年度社内人権研修・啓発実績報告書において、ハラスメント、男女共同参画、メンタルヘルス、働きやすい職場づくり、女性の人権などのテーマで研修や啓発が実施されていることを確認した。また、研修会への参加者も令和5年度に比べて増加しており、事業所内でも意識の増大が図られたものと考えられる。 人権施策推進課) ワーク・ライフ・バランスについて市民に広く周知することができた。	【地域経済振興課】 事業所における人権啓発意識は一律ではない。人権意識の高い事業所は従業員に対して研修・啓発の実施が図られ一定の効果をもたらしている。人権意識の低い事業所においては人権研修・啓発が停滞しているのが現状である。経営者・管理者、人権啓発担当者等に対して事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員の事業所訪問ヒアリングによる指導と野洲市企業人権啓発推進協議会による事業活動の深化を進めていくことが課題である。	継続	【地域経済振興課】研修において男性の育児・介護の取組を進めるきっかけとしたい。
25		②仕事と家庭の両立のための支援・啓発	男女ともに介護に直面しても退職することなく、また、孤立することなく、介護保険等のサービスを活用しながら仕事と介護が両立でき、安定した生活が送れるよう支援します。	介護保険課	B	認定申請窓口での対応を丁寧かつ速やかに行うとともに、調査→審査・決定の時間を可能な限り短縮するよう努めた。介護保険課と地域包括支援センターが連携しながら、適切なサービスに繋がった。介護サービスのケアプランの質の向上のため、地域密着型サービス事業所向けと居宅介護支援事業所向けの集団指導を行った。	介護の必要が生じたときに、介護保険サービスがスムーズに提供された。各事業所向けの集団指導を実施し、介護支援専門員の意識改革を図ることができた。	介護サービスのケアプランの質の向上(介護支援専門員の勉強会等の開催)	継続	○必要な介護サービスが、スムーズに必要な人に提供されるよう、窓口対応・手続案内等を充実させる。 ○市民が求める介護サービスが、適正な保険料の範囲で可能な限り充実されるよう事業者を促し、かつ、支援する。
26	(1)ワーク・ライフ		女性活躍推進法に基づき、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するよう事業主に働きかけます。	地域経済振興課	A	男女を問わず就労相談業務は地域経済振興課の業務には該当しない。ただし事業所から雇用に関する就労相談業務の見解を求められた場合は関係機関に取り次いでいる。事業所に対しては従業員に対する就労に関しては人権課題(男女共同参画、ワークライフバランス、求職・介護制度等)の啓発を行うことを事業所に対して指導している	地域経済振興課に提出いただいた企業・事業所での令和6年度社内人権研修・啓発実績報告書において、ハラスメント、男女共同参画、メンタルヘルス、働きやすい職場づくり、女性の人権などのテーマで研修や啓発が実施されていることを確認した。	取組を継続し、女性問題や男女共同参画ハラスメントについて学習する機会の提供や広報啓発に努めます。	継続	取組を継続し、女性問題や男女共同参画ハラスメントについて学習する機会の提供や広報啓発に努めます。

27	1フ・バランスの促進	③対等な家族的責任の周知	働く男女が対等に育児・介護などを担うことによって職場で差別的な取り扱いを受けることがなく、安心して働き続けることができるよう啓発に努めます。	地域経済振興課	A	事業所に対しては従業員に対する就労に関しては人権課題(男女共同参画、ワークライフバランス、求職・介護制度等)の啓発を行うことを事業所に対して指導している	地域経済振興課に提出いただいた企業・事業所での令和6年度社内人権研修・啓発実績報告書において、ハラスメント、男女共同参画、メンタルヘルス、働きやすい職場づくり、女性の人権などのテーマで研修や啓発が実施されていることを確認した。	事業所における人権啓発意識は一律ではない。人権意識の高い事業所は従業員に対して研修・啓発の実施が図られ一定の効果をもたらしている。人権意識の低い事業所においては人権研修・啓発が停滞しているのが現状である。経営者・管理者、人権啓発担当者等に対して事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員の事業所訪問ヒアリングによる指導と野洲市企業人権啓発推進協議会による事業活動の深化を進めていくことが課題である。	継続	取組を継続し、女性問題や男女共同参画ハラスメントについて学習する機会の提供や広報啓発に努めます。	
		(2)多様な働く場づくり(農業など)の改善	①農業などに従事する女性の地位向上	女性が農水産業などの第1次産業で果たしている役割に対する理解の促進と立場の向上を目指し、家族経営協定の締結促進に努めます。	農林水産課	B	家族経営から法人化推進に向けた取組をしており、女性役員が多くなるよう促した。	女性役員が多くなるよう促した。	目標達成のためには、さらなる団体の理解と協力および人材発掘が必要。	継続	法人化推進に向けた取組に努める。
			②技術研修機会などの確保	農業委員に農業生産の重要な役割を担っている女性農業者や青年農業者などの意欲ある担い手が推薦されるよう働きかけます。	農業委員会 農林水産課	B	農業委員会について令和5年7月改選後、女性委員は3名となった。	現在3名の女性農業委員に活躍いただいている。	目標達成のためには、さらなる推薦団体の理解と協力および人材発掘が必要。	継続	女性の農業委員の確保に努める。
			③家内労働者の労働条件の改善	第1次産業に従事する女性が能力を発揮し、いきいきと活躍できるよう活動支援と研修機会の確保に努めます。	農林水産課	B	滋賀県等開催の女性のための(女性が活躍できる)研修会に参加するよう促した。	研修の周知を行うことにより研修機会の確保に努め、研修会に3名出席した。	目標達成のためには、さらなる団体の理解と協力および人材発掘が必要。	継続	活動支援と研修機会の確保に努める。
31	場づくり(2)の改善(農業など)の改善	③家内労働者の労働条件の改善	家内労働者(自営業など)の労働条件の改善を図るため、家内労働法の周知や多様な活動ができるよう啓発に努めます。	農林水産課 市民生活相談課	B	【農林水産課】法人化に向けた取組を推進しており、その中で就業規則を設定するよう促した。 【市民生活相談課】滋賀県の内職情報のサイトを案内している。	就業規則設定した法人が1法人あった。	【農林水産課】後継者不足が大きな課題となっている。その解決に向けた取組と併せて法人化推進に向けた取組を行っていくことが必要。	継続	速やかに周知するよう努める。	

32	基盤(3)の整備などを支える社会的	①保護者の就労保障の拡充	子どもをもつ保護者が安心して働き続けられるよう保育所における待機児童をなくし、延長保育、休日保育、一時保育、病後児保育、ファミリーサポートセンター、幼稚園における預かり保育などの多様な保育サービスの充実に努めます。	こども課	B	・R6.4.1時点で、待機児童は、国基準で10人となった。 ・R6.4月に小規模保育園が1園開園したことにより待機児童の解消に努めた。 ・延長保育、一時保育、病児病後児保育、ファミリーサポートセンター、幼稚園における預かり保育を全て実施した。	・小規模保育園を令和6年4月に1園開設したことにより、待機児童の増加の抑制を行うことができた。	・少子化で子どもの人数は減少しているが、保育ニーズは高まっていることから、更なる受け皿の拡大を図る取り組みが必要である。 ・野洲市三方よし人材バンク事業を実施して、保育士・教諭等の人材確保を図ったが、待機児童を解消するまでには至らなかった。	継続	幼稚園及び預かり保育1,265人、保育所1,110人、地域型保育76人の受け入れ体制を整備する。	第三期野洲市子ども子育て支援事業計画より
33	整備(3)の子育てを支える社会的基盤の	②子ども・子育て支援事業計画の推進	「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、安心して子どもを生み育てられる良好な保育環境の整備を積極的に推進します。	こども課	A	子育て支援会議を3回行い、子ども子育て支援事業計画に沿って、現状の把握と計画実施等について協議を行ったほか、第三期野洲市子ども子育て支援事業計画の策定に向けた協議も行った。	・第三期野洲市子ども子育て支援事業計画(令和7年度～令和11年度)を策定し、今後5年間の幼児教育・保育の見込み量や確保策などを定めた。	・今後も引き続き保育ニーズを見極め計画を立てていく必要がある。 ・ハード面の計画となる幼稚園・保育所施設整備等実施計画を改訂する必要がある。	継続	上記と同様	第三期野洲市子ども子育て支援事業計画より
34	整備(3)の子育てを支える社会的基盤の	③放課後児童健全育成事業の安定かつ持続ある運営	放課後などの保護者が不在時の児童の安全な居場所として、適切な指導のもとで安全にいきいきと過ごすことができるよう放課後児童クラブ(学童保育所)の安定かつ持続ある運営を図り、就労支援を行います。	こども課	A	・市内の子どもの家24カ所、1,175人の定員を確保。 ・北野こどもの家は、通年・季節申込み者が定員を超過したことから、引き続き、北野小学校音楽室を利用して保育を行い、待機児童の発生はしなかった。	・待機児童は、0人であった。 ・北野小学校と協議を行い、次年度も通年・季節通じて音楽室を利用した保育を行うことにより、増加する入所希望者への対応を行った。	・今後も引き続き待機児童が発生しないように、地域ごとの今後の児童数の利用動向を注視していく必要がある。	継続	学童保育所市内26カ所で1,265人の受け入れ体制を整備する。	第三期野洲市子ども子育て支援事業計画より

基本目標 II

男女共同参画を進める意識づくり

重点課題 1

家庭における男女平等の意識づくり

No.	施策	プランや事業名	プランや事業の概要	担当課	2024年度(R6年度)事業実績及び成果と課題				2025年度(R7年度)計画 計画(継続・変更等)	第4次行動計画終了時点(令和7年度)での到達目標	備考
					取組評価	事業実績	事業成果	課題・問題点等			
35	女(1)平)等家庭教育にお促し進める男	①男女平等意識の促進	あらゆる機会を通じて、日常生活における家事分担などを性別によらず、家族が協力し担っていく環境づくりを推進し、男女平等意識の定着化に努めます。	人権施策推進課	A	(人権施策推進課) 地区別懇談会において、男女共同参画についてのテーマの選定を促し、DVD紹介や講師を紹介するよう努めた。身近な日常にも男女共同参画に関わることはたくさんあることを話してみると分かり合えることに気づいていただいた。	(人権施策推進課) 男女共同参画のDVDを設置した。地区別懇談会等において、12件の利用があった。身近な日常にも男女共同参画に関わることはたくさんあることを話してみると分かり合えることに気づいていただいた。		継続	研修等を通じて男女平等意識の促進を図る。	
36		①男女平等意識の促進	男女共同参画を専門とする人権啓発講師を委嘱し、地区別懇談会などの学習会に派遣します。	人権施策推進課	B	人権啓発講師に男女共同参画の研修をしていただける講師を委嘱した。	人権啓発講師を委嘱し、市民の研修の機会が確保できた。	研修会テーマに、男女共同参画、ジェンダー問題を選ぶ団体が少ない。	継続	地区別懇談会などの学習会に派遣し、男女平等意識の促進を図る。	

37	②子育て教室などの拡充	子どものころから男女平等意識を養っていくために、家庭における子どものしつけや教育について、保護者が十分に学習できるよう家庭教育に関する学習機会を拡充します。	生涯学習課	A	生涯学習講座等の開催を通じて、地域や保護者の学習機会の提供を行った。	生涯学習出前講座メニューに、子どもに関する講座メニューも多く取りあげ、成長・発達、虐待防止や心のケア等、子どもへの支援について学ぶ機会を提供した。		継続	研修等を通じて男女平等意識の促進を図る。	
38	③男性の学習機会の充実	男性の育児への共同参画についての理解や参加を促進するとともに、男女がともに積極的に育児に取り組むよう啓発に努めます。	健康推進課 子育て支援センター	B	(健康推進課) 出産準備教室 年12回 参加者 延166人 (内訳:妊産婦87人パートナー78人その他1人) パートナー参加率:88.6%(R5:79.5%) (子育て支援センター) 常設広場に来所された際に、こちらから声をかける中で、子育てへの思いや困りごとを聞いたり、必要な情報を提供しできるようにし、子育てへの主体的な姿勢につなげた。 定期的なたよりや掲示を通して、父親も育児参加できるよう啓発を行った。	(健康推進課) 夫婦参加により、妊娠期から出産・育児を主体的に受け止め、父母の自覚が芽生え、家庭での役割分担等について話し合うきっかけとすることができた。 (子育て支援センター) 居心地のよい常設広場の雰囲気づくりを心がげ、信頼関係を築いていけるようにかかわることで、父親が繰り返し来所されるようになった。	(健康推進課) パートナーの参加が積極的に行えるよう周知・啓発を継続する。 (子育て支援センター) 父親の育児休業取得が増加しているため、まだ利用されなかった父親にも子育て支援センターに興味を持ってもらえるように、便りの内容や情報の提示の仕方を工夫するなど、啓発を行う。	継続	(健康推進課) 女性の自覚をもって共に育児に取り組めるよう、出産準備教室のパートナー参加率を上げる。 (子育て支援センター) 父親が育児を楽しめるような内容を便りに掲載し、啓発を行う。	「父親参加率」を「パートナー参加率」に変更
39		地域活動やボランティア活動などに参加しやすい環境を整備し、多様な活動が主体的に行われるよう支援します。	高齢福祉課	A	高齢者の地域活動支援として、小地域ふれあいサロン交流会を年4回開催し56名(うち、男性22名)の参加があった。 地域住民の地域における社会参加やボランティア活動を促すため、ボランティア講座を年3回開催し47名(うち、男性7名)の参加があった。 国土交通大臣認定ドライバー養成講座を開催し、福祉有償運送や支え合いによる高齢者の移動支援をするドライバーを養成した。(33名うち男性は16名)	社会福祉協議会と連携し高齢者が多様な活動に参加しやすい各種講座等を開催することができた。	より多くの高齢者の参加促進のため、周知・啓発に努める必要がある。	継続	男性の高齢者が、現役就労時代の経験や知識、体力等を生かして、介護など女性が中心とされてきた分野に多く参加できるようになることをめざす。	
40	④子育て相談事業の拡充	男女が協力し、安心して子育てができるよう、相談事業を充実します。	ふれあい教育相談センター 発達支援センター	A	(ふれあい教育相談センター) 不登校やいじめ、子育て等の相談を通じて保護者の悩みや不安を和らげ、解決に向けての提案や支援を行った。相談支援の中で男女問わず、家族ぐるみでの支援の大切さを伝え、父の面談が59件あった。 (発達支援センター) 心身の発達に支援を必要とする人及びその保護者・家族、支援者に対して、相談支援事業(電話や来所等による相談)を実施した。乳幼児期～学齢期の子どもからの相談支援件数は、延べ983件であり、内訳として母親から867件、父親から13件、両親から103件であった。	(ふれあい教育相談センター) 事業実施により子育てに関する不安は軽減できた。 (発達支援センター) 両親で相談に来所する件数が増加しており、協力して子どもの発達を理解し、子どもの特性に合わせた関わりをしようとする姿がうかがえた。	(ふれあい教育相談センター・発達支援センター) 両親が協力し、安心して子育てができるよう、周知・啓発を継続していきたい。	継続	相談者である保護者・家族が安心して子育てできる。	

(1) 家庭における男女平等教育の促進

41	意識(2)の醸成・自立	①キャリア形成への支援	女性の就労、家庭生活、地域活動など、それぞれの活動を両立する生き方が尊重され、身につけた能力が活かせるよう、キャリア支援に関する相談の充実を図ります。	市民生活相談課	A	やすワークと連携し、求職者支援制度等の情報提供を行った。	生活困窮支援とやすワークが連携して就労支援を行い、総就職決定者67人の内、女性の就労決定者は、24人であった。(令和7年3月末時点)	-	継続	ハローワーク等関係機関と連携を強化し充実を図る。
----	-------------	-------------	---	---------	---	------------------------------	--	---	----	--------------------------

重点課題 2 地域社会における男女平等の推進

No.	施策	プランやす事業名	プランやす事業の概要	担当課	2024年度(R6年度)事業実績及び成果と課題				2025年度(R7年度)計画 計画(継続・変更等)	第4次行動計画終了時点(令和7年度)での到達目標	備考
					取組評価	事業実績	事業成果	課題・問題点等			
42	(1)男女共同参画推進の発	①広報掲載・啓発誌などの発行	女性も男性も積極的に社会参画することの重要性について認識が深まるよう、広報誌・啓発誌などを通じて意識改革を図ります。	人権施策推進課	A	チラシ等を窓口に設置し周知、啓発を行った。また、男女共同参画週間について、広報6月号にて啓発を行った。	男女共同参画週間のキャッチフレーズを広報に掲載し、男女共同参画について各自で考える機会を提供できた。		継続	取組を継続し、意識改革に努める。	
43		②男性向け啓発促進	男性自身が仕事に偏った生活態度を見直し、家庭や地域社会の一員として自覚を持って参画できるよう、男性の意識改革に向け、さまざまな機会、場所を活用して啓発に努めます。	人権施策推進課	A	ワーク・ライフ・バランス月間に人権センター等利用者へ仕事と家庭のバランスを考えていただくための啓発を行った。ワーク・ライフ・バランス月間のポスターを施設に掲示し啓発した。	市民に対して啓発が行えた。		継続	取組を継続し、市民意識調査実施時に改善・向上をめざす。	
44		③自治会向け啓発促進	まちづくり研修の中で男女共同参画啓発を行うとともに、自治会コミュニティ資料において自治会活動の女性参画拡大と男女共同参画意識を高めていきます。	自治防災課	A	県外研修のバス車内及び自治連合会役員会で男女差別に関する内容を含むDVDを視聴し、研修を実施した。	女性自治会長又は副自治会長の割合は、令和5年度が19.6%であったのに対し、令和6年度は16.3%に減少したが、女性自治会長のみ割合は、令和5年度が3.3%であったのに対し、令和6年度は5.4%と増加した。		継続	自治会活動のあらゆる場面での男女共同参画意識の高揚を図る。	
45	(2)男女共同参画の育成	①啓発講師の充実	男女共同参画の専門的な知識を得るために、リーダー養成の講座や研修会の機会を積極的に提供します。	人権施策推進課	A	男女共同参画フォーラムについて、市民の理解・認識の向上のため実施し、各種団体から56名の参加者を得て、研修及び啓発することができた。また、県や他市の講演会等のチラシを人権センターに設置し情報提供した。	市民に対して啓発が行えた。また、県や他市の講演会等のチラシを人権センターに設置し情報提供した。		継続	啓発講師の人数の確保と1人1人のスキルアップに努める。	
46		②地域への情報提供	女性問題・男性問題に関心を持ち、積極的に活動する男女の育成を図るため、地域や市民の実情・意見・提案などを把握し、積極的に市民へ情報提供します。	人権施策推進課	B	人権尊重と部落解放をめざす「ひと」と「ひと」のつどい実行委員会で、講演会を企画し、開催することができた。また、つどい編集委員会を立ち上げ、「つどいだより」を作成し全戸配布し市民に提供した。	人権尊重と部落解放をめざす「ひと」と「ひと」のつどいについて81名の参加者をつくり開催することができた。各委員さんについてはつどい実行委員会等に参画していただいたことで人権問題に対する意見交換により人権意識が高まった。	地域や市民の実情・意見・提案などを把握し、市民への啓発機会を提供する必要はある。	継続	市民への情報提供の継続。各情報等チラシの配布、広報紙、ホームページ等を積極的に利用し、情報を提供する。	
47	(3)地域	①社会制度・慣行の見直しの啓発	男女共同参画に関する啓発パネルや資料、DVD等を整備し、貸出しを行い、男女共同参画について啓発します。	人権施策推進課	B	地区別懇談会や研修会等で活用いただけるDVDを設置した。また、研修テーマとして取り上げていただくよう提案した。	DVD「家庭からふりかえる人権話せてよかった」 利用 9件	人権問題に対応するため新しい資料に更新し続ける必要があるが、予算の確保が困難	継続	啓発パネルや資料、DVD等を整備し、貸出しを行うことで啓発する。	

48	におけるあらゆる分野での男女共同参画意識の浸透と仕組みづくり	②男女共同参画社会づくりの意識啓発	男女共同参画や女性問題に関する理解と関心を深めるため、関連図書の資料収集に努め、適宜特集コーナーを企画設置します。	図書館	A	関連分野の資料収集に努めたほか、女性問題やジェンダーに関する特集コーナーを2回設置した。男女共同参画や女性問題等に関する図書を28冊受け入れた。	特集では合計388冊の貸出があった。R6年度は朝ドラのテーマに絡めるなど、切り口を工夫することで多くの人に利用してもらえた。	継続	毎年1回以上は特集コーナーを設置する。
			社会教育関係団体へ男女の対等な役員の参画を促進していきます。	生涯学習課	A	社会教育関係団体の活動へ、男女問わず多くの参画が得られるように努めた。	各社会教育関係団体の活動には男女対等な参画が得られている。	継続	(生涯学習課)女性役員の比率40%をめざす。
		③女性参画のための仕組みづくり	女性が自信をもって役員、代表者などを行えるよう、地域において女性の参画を推進する仕組みづくりや働きかけを進めていきます。	自治防災課	A	県外研修のバス車内及び自治連合会役員会で男女差別に関する内容を含むDVDを視聴し、研修を実施した。	女性自治会長又は副自治会長の割合は、令和5年度が19.6%であったのに対し、令和6年度は16.3%に減少したが、女性自治会長のみ割合は、令和5年度が3.3%であったのに対し、令和6年度は5.4%と増加した。	継続	様々な場面での啓発資料の配布や啓発の取り組みが図られる。

重点課題 3 男女平等教育の推進

No.	施策	プランやす事業名	プランやす事業の概要	担当課	2024年度(R6年度)事業実績及び成果と課題				2025年度(R7年度)計画 計画(継続・変更等)	第4次行動計画終了時点(令和7年度)での到達目標	備考
					取組評価	事業実績	事業成果	課題・問題点等			
51	(1)男女共同参画(所)教育の視点に立った学校・園	①学校・園(所)における男女平等教育の促進	男女が協力し合い、互いの人権を尊重し合える関係を築いていくために、性別にとらわれないジェンダー(社会的・文化的に形成された性別)に敏感な視点を大切にした教育・保育活動に取り組めます。	学務課 こども課	A	(学務課) 制服の種類やランドセルの色、通学帽の形などは男女で決まっておらず、自分の好きなものを選ぶことを子どもたちに伝えている。また、家庭科や社会科の学習を中心に、男女共同参画の理念や男女平等の考え方について学ぶ機会を設けた。 (こども課) 日常保育や集会等を通して、課題に沿った話し合いを行い、共に気づき、考え合えるよう推進を図った。	(学務課) 女子が制服でスラックスを履いたり、キャップ型の通学帽を被ったりすることが増えてきた。多様性を認め合う文化が根付いてきたといえる。 (こども課) 職員研修を通して、主体的に学び合い、人権感覚を磨く取り組みを継続して行えた。	(学務課) 男子がスカート履いたりハット型の通学帽を被ったりすることにはまだ少し抵抗があるように見受けられる。 (こども課) 研修で学んだことを保育実践に生かし、子どもの変容を保護者に伝えたり、保護者へ啓発をしたりということ、保護者との共通理解を図りながら進める必要がある。	継続	県作成の副読本とともに、各校園(所)での独自教材づくりにも取り組み、教育・保育に活用する。	
52		②人権意識の醸成	学校での生活のあらゆる機会を通して、日常的な人とのかかわりを大切にした人権学習の取組を推進し、人権意識の醸成・向上に努めます。	学務課	A	(学務課) 小学校では、人権の日に「ジェンダーレス」をテーマとした絵本の読み聞かせをしたり、「性別による決めつけ」について子どもたちと話し合ったりしている。中学校では、人権学習の中で「性の多様性」や「性的マイノリティ」の人権問題について学習した。	(学務課) 「ジェンダーレス」の考え方が学校文化の中に浸透しつつある。中学校ではゲストティーチャーの話から、「性の多様性」についても正しく理解することができた。	(学務課) 各家庭の影響が大きいので、保護者にも学校の取組を発信していく必要がある。	継続	男女間の固定的役割意識の問題(点)に気づき、互いに尊重し合うために自分ができることを考えられる。	
53	(1)	②人権意識の醸成	幼稚園・保育園(所)での遊びや生活を通じた男女平等教育の取組を進めると共に、取組状況を保護者に知らせ、保護者への啓発活動を行います。	こども課	A	男女共同参画の視点からきめつけや見方、考え方について、各園での日常保育や保護者研修を通して、啓発、推進を行った。	園だよりを発行し、保護者のみならず地域にも取り組みを報告し、啓発できた。	人権保育を基本とし、日々保育に取り組んでいることを引き続き保護者との共通理解を図りながら進める必要がある。	継続	男女共同参画の視点にたった子育てについて保護者との共通理解を図り、年齢に応じた保育を推進する。	

54	・男女共同参画の視点に立った学校・園（所）教育の推進	③学校・園（所）生活などの点検・見直し	学校・園（所）生活のなかで、気付かないまま性別役割分担を前提に活動したり、男女で異なる評価規準を用いたりすることがないように点検・見直しを図ります。	学務課 こども課	A	(学務課) 気になる言動については、教職員同士で指摘し合える雰囲気を作っている。 (こども課) 日常の子どもの姿や言動の中で、課題として考えるべきことについて、保育士等職員全体で共通理解を持ちながら保育を行った。	(学務課) 気になる言動については職員同士で指摘し合える雰囲気を作っている。 (こども課) 園だよりを発行し、保護者のみならず地域にも取り組みを報告し、啓発できた。	(学務課) 若手の先生が年配の先生には指摘しづらい雰囲気はある。 (こども課) 引き続き保護者との共通理解を図りながら進める必要がある。	継続	性別による役割や不合理について職員が正しい理解と認識を深め、男女参画社会の一員となるべく子どもの育成を図る。
55		④教職員・保育士の学習・研修の推進	教職員や保育士の資質向上をめざし、男女平等教育の研修機会の充実を図ります。また、民間の保育所にも呼びかけ、男女平等意識の高揚に努めるよう研修を実施します。	学務課 こども課	A	(学務課) 男女平等やジェンダーレスの視点をもって子どもと関わることを研修や職員会議の中で確認している。また、校務分掌に男女で偏りが出ないように配慮している。 (こども課) 身の回りの身近な事柄を通して、職場や家庭、社会でのきめつけや偏見等について、職員間で話し合ったり、人権研修会に参加したりして、意識変革を行った。	(学務課) 体育主任を女性が担当したり、家庭科を男性が教えたりするなど、教職員の中でも男女平等の理念が広がっている。 (こども課) 職員研修等を実施した内容を書面にまとめ、職員間で共有し、男女平等意識の高揚に努めることができた。	(学務課) 職員研修等を通じて、人権感覚の研鑽に今後も努めていかなければならない。 (こども課) 引き続き、職員間で共通理解を図りながら進める必要がある。	継続	男性保育士・教諭の職場環境や、男女がともに理解・協力し合って教育・保育に取り組める職場づくりへの意識を向上する。
56		⑤副読本・教材の充実	県作成の男女共同参画社会づくりに関する副読本の活用を努めます。また、男女平等の視点に立った副読本や教材、絵本・玩具を選定し、充実させます。	学務課 こども課	A	(学務課) 副読本を積極的に活用するよう各校に呼びかけた。 (こども課) 保護者連絡協議会より各園に男女平等に関する絵本を配布し、啓発を行った。	(学務課) 家庭科の授業や人権学習の中で活用する学校があった。 (こども課) 園の人権集会での教材として活用し、子どもたちのつづきや感じたことを保護者に発信できた。	(学務課) 授業時数に余裕がなく、副読本の活用が十分にできていない学校がある。 (こども課) 今後、さらに効果的な活用方法を検討し、啓発につなげる必要がある。	継続	県作成の副読本とともに、各校園（所）での独自教材づくりにも取り組み、教育・保育に活用する。
57	(1)男女共同参画の視点に立った学校・園（所）教育の推進	⑥発達段階に応じた適切な性教育の推進	発達段階に応じた適切な性教育を推進し、性差を正しく理解するとともに、自他の生命を大切に、互いに尊重しあう実践的態度の育成に努めます。	学務課 こども課	A	(学務課) プライベートゾーンについては、低学年のうちから複数の学校で指導している。また、4年生では思春期に見られる体や心の変化について学習している。中学校では、小学校で学習したことをさらに詳しく学習し、性に関する理解を深めている。 (こども課) 身体の仕組みを知る機会として、絵本等の教材を活用し、発達段階に応じて、性差を正しく知らせた。	(学務課) 性に関する正しい知識を持つことで、自他の身体を大切にしようとする態度が育ってきている。 (こども課) 絵本等の教材を活用することで、性差を知ることができた。	(学務課) プライベートゾーンに関する指導については、全ての小学校で取り組むよう、引き続き依頼していく。 (こども課) 性差を理解し、互いに尊重しあうことは、就学前の子どもにとっては難しいところがある。	継続	県作成の副読本とともに、各校園（所）での独自教材づくりにも取り組み、教育・保育に活用し、性差を正しく理解するとともに、互いに尊重しあう実践的態度の育成に努める。
58		⑦キャリア教育の推進	子どもの時から就労の重要性を認識するとともに、幅広い職業選択や仕事の大切さを学ぶ機会をもち、主体的に進路を選択できる力を身につける教育・体験活動を推進します。さらに仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の重要性についても理解を深められるよう努めます。	学務課	A	(学務課) 総合的な学習の時間の中で、興味のある職業について調べたり、ゲストティーチャーの話を聞いたりした。幅広い職業選択や仕事の大切さについて学ぶ機会をもち、中学校では、チャレンジウィークとして職場体験を実施した。	(学務課) キャリア教育の取組をとおして、幅広い職業選択や仕事の大切さについて学ぶことができた。		継続	性別に関わらず、幅広い職業選択や仕事の大切さを学ぶ機会をもち、主体的に進路を選択できる力を身につける教育・体験活動の推進に努める。

重点課題 4 国際社会への対応

No.	施策	プランやす事業名	プランやす事業の概要	担当課	2024年度(R6年度)事業実績及び成果と課題				2025年度(R7年度)計画 計画(継続・変更等)	第4次行動計画終了時点(令和7年度)での到達目標	備考
					取組評価	事業実績	事業成果	課題・問題点等			
59	的(のな1協取)調組国と際	①世界の動向や国内制度などの研修と啓発	人権問題、女性問題の国際的な課題や取組を啓発し、海外情報の収集や情報の提供を行います。	人権施策推進課	A	国や県、関係機関からの情報収集を行った。	県・国が開催する研修や県の担当者会議に参加し情報共有と収集が行えた。		継続	国際社会の状況に関心を持てるチラシ・冊子等の確保に努め、啓発する。	

重点課題 5 男女間のあらゆる暴力の根絶と人権の尊重

No.	施策	プランやす事業名	プランやす事業の概要	担当課	2024年度(R6年度)事業実績及び成果と課題				2025年度(R7年度)計画 計画(継続・変更等)	第4次行動計画終了時点(令和7年度)での到達目標	備考
					取組評価	事業実績	事業成果	課題・問題点等			
60	(1)性の尊重についての啓発推進	①性の尊重の広報・啓発	男女が互いの性についての理解を深めるとともに、生涯を通じた健康管理の重要性についての認識を高め、生命と性を尊重する意識の醸成と理解が深まるよう広報・啓発に努めます。	健康推進課	A	・エイズを含めた身近な感染症の予防に関するポスターの掲示やチラシ設置により、市民に正しい知識を啓発した。 ・母子健康手帳交付時に相談対応、支援を実施。 ・子宮頸がん、乳がん検診について広報やホームページで啓発した。	生命と性を尊重する意識の醸成と理解が深まるよう広報・啓発が行えた。		継続	生涯を通じた健康づくりのために、啓発や受診勧奨を推進する。	
61		②性知識の普及	性に関する正しい教育の推進と正しい知識の獲得、性的マイノリティ(LGBT)に対する理解促進に努めます。	学務課 人権施策推進課	A	(学務課) プライベートゾーンについては、低学年のうちから複数の学校で指導している。また、4年生では思春期に見られる体や心の変化について学習した。中学校では、人権学習の中で「性の多様性」や「性的マイノリティ」の人権問題について学習した。 (人権施策推進課) 地区別懇談会等において、性的マイノリティに関するDDVの利用が12件あった。	(学務課) 「ジェンダーレス」の考え方が学校文化の中に浸透しつつある。中学校ではゲストティーチャーの話から、「性の多様性」についても正しく理解することができた。 (人権施策推進課) 地区別懇談会等において、活用を薦め利用があり啓発が図れた。	(学務課) 性に関する知識には各家庭の影響が大きいため、保護者にも学校の取組を発信していく必要がある。	継続	正しい性知識が得られる情報提供に努める。	
62	(2)かけがえのない命を	①男女間での暴力を許さない意識づくり・取組	「女性に対する暴力をなくす運動」期間(11月12~25日)などの機会をとらえて、男女間の暴力は、個人の問題ではなく社会全体に深刻な影響を与える人権問題であるとの認識が浸透するよう啓発や広報を充実させます。	家庭児童相談室	A	ポスターの掲示やチラシを配架し、男女間暴力は人権問題である旨の周知、啓発を実施した。	相談を受けることが啓発の効果であると考えている。		継続	男女間の暴力は人権問題であるとの認識を深める。	
63			男女間での暴力やセクシュアル・ハラスメント、ストーカーなどについて、関係部署と連携し、支援情報を提供します。	家庭児童相談室	A	野洲市要保護児童対策地域協議会において、関係機関との連携により、情報共有を行った。また、必要に応じて個別ケース検討会議を開催し、支援方針等の検討を行った。	関係機関との連携を図ることにより、支援を実施した。		継続	男女間の暴力に対して、関係機関との連携の強化する。	
64			DV被害の相談窓口の周知を図り、必要な援助が受けられるよう体制を充実します。また、二次被害の防止に努めます。	家庭児童相談室	A	ポスターの掲示やチラシを配架、子育て家庭訪問事業、ケースワークにおける家庭訪問等により、相談窓口の周知を行った。	関係機関との情報連携や広報、ホームページから相談につながり、DV支援を展開した。		継続	DVに対する相談体制と支援の充実に努める。	

65	大切に する意識の 浸透	①男女間での 暴力を許さな い意識づくり・ 取組	中学生、高校生、大学生などの若年層 に対して、デートDV防止啓発などを通し て、お互いがより良い関係を築いていく ことの大切さについての啓発や、性暴 力、ストーカ-の被害者にも加害者にも ならないための予防啓発・教育を実施し ます。	学務課 人権施策推進課	A	(学務課) 中学校では、デートDVやセクハラについ て学習する機会をもち、ゲストティーチャ- の話を聞いたり映像を視聴したりした。 (人権施策推進課) 窓口にチラシを設置し啓発に努めた。また DVDを設置した。	(学務課) 自分が性加害にも性被害にも合 わないようにするために、正しい 断り方についても生徒一人ひとり が考えることができた。 (人権施策推進課) ホームページにDVDリストを掲載 し市民に活用していただける環境 をつくった。	継続	性暴力、ストー カ-の被害者にも 加害者にもなら ないための予 防啓発・教育に 努める。
		②男女の人 権に関する啓 発の充実	地区別懇談会など各種事業を通じて女 性の人権問題の啓発に努めます。	人権施策推進課	A	地区別懇談会を通じて、男女平等意識の 向上に努めた。身近な日常にも男女共同 参画に関わることはたくさんあることを話 してみると分かり合えることがあることに気づ いていただいた。	地区別懇談会や研修会を通じ て、男女平等意識の向上が図れ た。	継続	地区別懇談会等 の研修会におい て、意識啓発に 努める。
		③学習資料 の充実	男女共同参画や女性の人権問題にか かわる人権学習資料をさらに充実させ、 家庭や地域で考える機会の拡充に努め ます。	人権施策推進課	A	地区別懇談会を通じて、男女平等意識の 向上に努めた。家庭や地域で考えていた だく機会となった。	地区別懇談会や研修会を通じ て、男女平等意識の啓発が図れ た。	継続	資料の充実と、 家庭や地域で考 える機会を持 つ。
67	をが 大え(2)にな すい か 透 す 命 け								

基本目標 Ⅲ

だれもが安心して働き暮らせるまちづくり

重点課題 1

一人ひとりの自立のためのまちづくり

No.	施策	プランやす 事業名	プランやす 事業の概要	担当課	2024年度(R6年度)事業実績及び成果と課題				2025年度(R7 年度)計画 計画(継続・変 更等)	第4次行動計画終 了時点(令和7年 度)での到達目標	備考
					取組 評価	事業実績	事業成果	課題・問題点等			
68	(1) 子育て 支援の 充実	①ひとり親家 庭の自立と生 活の安定のた めの事業の 拡大	ひとり親家庭の多くは、経済的、社会 的、精神的に不安定な状態におかれが ちなため、それぞれの家族形態、就労形 態にあわせた支援情報の提供や相談体 制の充実を図ります。	子育て家庭支援 課	A	・母子自立支援相談 2,034件 ・父子自立支援相談 177件 ・母子家庭等高等職業訓練促進給付 金交付 対象者 5件 ・プログラム策定 50件(新規就労 37 件)	母子・父子自立支援プログラム 策定員および母子・父子自立 支援員が相談対応し、家庭の 状況に応じた制度等の活用、 ひとり親家庭の自立に向けた 支援を行った。相談件数は減 少傾向であるが、継続した相 談対象者が増え、また新規就 労数の増加など、安定した生 活に向けての支援を行った。	継続	ひとり親家庭の 人が安定した生 活ができるよう に支援・相談体 制を充実する。		
69			ひとり親家庭の人が自分の能力を高め 収入を増やすため「チャレンジ」できるよ うな仕組みづくりに取組みます。	子育て家庭支援 課	A	・プログラム策定 50件(新規就労 37 件) ・母子福祉資金貸付件数 23件	母子・父子自立支援プログラム 策定員および母子・父子自立 支援員が、自立支援プログラ ム策定などにより、状況に応じ た就労相談や貸付金等の支援 を行った。	継続	各種制度を利用 して、生活の基 盤を安定させ る。		

70	(2)生活困難を抱える家庭への支援	①自立生活に向けての支援	生活困難を抱える男女が適性や能力に応じて、自立した生活に向けて動き出せるよう、関係機関が連携し、情報提供や支援体制の充実を図ります。	市民生活相談課	A	生活困窮者支援事業の実施、関係部署との連携等により、包括的に支援を実施した。(令和7年3月末時点) ・自立相談支援事業 新規相談者160人 ・やすワークによる就労支援 就職支援ナビゲーターによる面談244人(生活困窮/104人、一般/140人)(延べ736回の面談)	・自立相談支援事業 プラン作成件数 196件(再プラン含む) ・やすワークによる就労支援 就職決定者実人数 53人 内、障がい者求人就労決定3人	-	継続	相談者の抱えている様々な問題を関係課、関係機関等と連携をとりながら解決し生活再建に向けて相談支援を継続する。
----	-------------------	--------------	--	---------	---	---	--	---	----	--

重点課題 2 心とからだの健康の保持増進

No.	施策	プランやす事業名	プランやす事業の概要	担当課	2024年度(R6年度)事業実績及び成果と課題				2025年度(R7年度)計画 計画(継続・変更等)	第4次行動計画終了時点(令和7年度)での到達目標	備考
					取組評価	事業実績	事業成果	課題・問題点等			
71	(1)生涯を	①健診機会・健康教育・相談の拡充	定期的な健康診査を受ける機会が少ない主婦や自営業、農業に従事する女性に対して、受診の重要性を健康教育を通して周知徹底させ、受診機会の拡充や生活の見直しを推進します。また、男女ともに生涯にわたり健康を維持できるよう、心の健康も含めた総合的な保健医療対策、更年期障害の軽減や生活習慣病、寝たきり、認知症などの予防に向けた健康づくり教室や相談の充実を図ります。	健康推進課	B	特定健診、がん検診については個別通知・再通知を実施し受診勧奨に努めた。健康相談利用者数は、ほぼ例年と同様であった。 ①健康診査(特定健診) 受診者 2,167人(38.8%)(速報値)、生活習慣病健診 受診者 53人(R7.3) ②がん検診 受診者数(R7.3) 胃がん(X線)356人(内視鏡)160人 大腸がん 1,439人 乳がん 712人 子宮頸がん 1,292人 肺がん 515人 ③健康相談 61人(うち卒煙相談5人)	がん検診等について引き続き個別勧奨等により受診率向上に努める必要がある。	男女の検(健)診等の受診率の向上に向けた受診勧奨と啓発を行い、自ら健康を意識し、健康づくりに取り組めるように努める。	継続	・男女の検(健)診等の受診率の向上 特定健診(60%) がん検診(5種平均11.6%) ・健康維持のために必要な方が必要な時に相談できる。	第3期データヘルス計画(R6.3)策定により目標値を改訂した
72		②母性保護の啓発促進	あらゆる場を通して、女性の妊娠・出産などの生理的機能の重要性について理解を深められるよう母性保護について指導・学習・啓発に努めます。性と生殖に関する健康の視点をもって女性が自主的に健康管理ができるように、また、産む性としての機能が性差別の原因とならないよう啓発に努めます。	健康推進課	A	母性保護について啓発を実施	女性が自主的に健康管理するための一助である母子健康手帳を交付し、使用方法を説明することができた。 妊娠期の関わりを通して、女性の妊娠・出産などの生理的機能の重要性について理解が深められるよう、指導・学習・啓発に努めることができた。	妊娠・出産等のあらゆる機会に母性保護の啓発に努める。	継続	妊娠・出産等のあらゆる機会に母性保護の啓発に努める。	

73	通じた健康支援の充実		母性保護に配慮した就労環境の整備のため、関係機関と連携し、マタニティ・ハラスメントの防止などの啓発を行います。	地域経済振興課	A	1野洲市企業人権啓発推進協議会会員事業所に対して人権啓発冊子「令和6年度版人権の擁護(法務省)」を配布し、企業からの男女共同参画社会の実現、男女雇用機会均等法、ワークライフバランスの実現、セクシャルハラスメントの撲滅等についての事業所内啓発を喚起した。 2令和7年2月に湖南地区職業対策連絡協議会と4市企業(同和)教育推進協議会との交流研修会を野洲市主催で行い、市内事業所の参加のもと、テーマ「企業におけるジェンダー問題を理解する」で行った。 3・広報誌「人ちゃん権ちゃんだより第31号」において、「あなたのジェンダー度・職場のジェンダー度をチェックしましょう」としてチェックシート(職場のジェンダーギャップ、仕事に要する時間について、企業・職場の均等・両立支援について、家事分担の見直しについて、あなたの会社のジェンダー平等・女性活躍推進の知り組状況)を掲載した。	1・3地域経済振興課に提出いただいた企業・事業所での令和6年度社内人権研修・啓発実績報告書において、ハラスメント、男女共同参画、メンタルヘルス、働きやすい職場づくり、女性の人権などのテーマで研修や啓発が実施されていることを確認した。 2女性の人権、男女共同参画、ダイバーシティ、ジェンダーに関する人権問題、ジェンダー不平等について、仕事と生活の両立、育児・介護求職支援について理解を深めたとともに、ワークショップを開催し「企業・職場の均等・両立支援について」「ジェンダー平等、女性活躍推進の取組状況」について参加者の意見交換を行った。	1・2・3 事業所における人権啓発意識は一律ではない。人権意識の高い事業所は従業員に対して研修・啓発の実施が図られ一定の効果をもたらしている。人権意識の低い事業所においては人権研修・啓発が停滞しているのが現状である。経営者・管理者、人権啓発担当者等に対して事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員の事業所訪問ヒアリングによる指導と野洲市企業人権啓発推進協議会による事業活動の深化を進めていくことが課題である。	継続	取組を継続し、母性保護に配慮した就労環境の整備やハラスメントの防止について啓発に努める。
74	通(1)の健康支援	③リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する知識の普及・啓発	女性も男性もそれぞれの身体の特徴を理解しあって健康に生活するため、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利の尊重)の考え方についての啓発に努めます。	人権施策推進課	A	第4次男女共同参画行動計画冊子・ダイジェスト版を自治会・コミュニティセンター・各団体に配布することで啓発を行った。	自治会等へ、第4次男女共同参画行動計画を配布し啓発を行った。		継続	リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての意識を向上させる。

基本目標 IV

推進体制の整備・充実

重点課題 1

計画推進体制の整備

No.	施策	プランやす事業名	プランやす事業の概要	担当課	2024年度(R6年度)事業実績及び成果と課題				2025年度(R7年度)計画 計画(継続・変更等)	備考
					取組評価	事業実績	事業成果	課題・問題点等		
75	(1)市民参画による行	①推進状況の公表	男女共同参画行動計画を推進するため、進捗状況を市民に公表し、施策の反映に努めます。	人権施策推進課	A	行動計画の進捗状況を市のホームページに公開し、市民に情報提供した。	行動計画の進捗状況を市のホームページに公開することで、市民に情報提供できた。		継続	行動計画の進捗状況について公表する。
76		②男女共同参画審議会での取組	行動計画の進捗状況について、定期的に成果と問題点を把握し、審議会での答申・提言や意見具申などの審議に積極的に取組みます。	人権施策推進課	A	行動計画の進捗状況の調査を実施して成果と問題点を把握し、その資料をもとに審議会を開催した。	審議会を開催し、進捗状況・成果と問題点を委員に審議いただき、行動計画施策に反映できた。		継続	第4次行動計画の進捗状況について、審議を行い、第5次行動計画を策定する。

77	期計画の推	③行政と市民団体による協働	市民団体と行政との協働により、この行動計画をともに進め、啓発・推進していきます。	人権施策推進課	B	市民活動団体であるジェンダーサークルの活動支援を行った。	市民団体の活動支援が実施できた。	継続的な活動ができるよう、必要に応じた支援を行う必要がある。	継続	市民団体と協働で各種事業を行い、計画の目標を達成する。
78	(2)庁内体制の整備	①男女共同参画推進本部と推進組織の強化	計画が実行性のあるものとなるよう担当の位置づけや権限を明確にします。また、計画を総合的・計画的に推進していくために庁内に組織している男女共同参画推進本部の機能を整備し、推進本部会議を定期的開催し、施策の進捗状況、課題、評価ができるよう充実します。	人権施策推進課	A	男女共同参画推進本部幹事会議、本部会議は実施しなかったものの、各組織員にメールにて資料提供し、確認・意見聴取を行った。	男女共同参画推進本部幹事会議、本部会議は実施しなかったものの、各組織員にメールにて確認・意見聴取を行うことで情報共有が図れた。		継続	男女共同参画推進本部幹事会議、本部会議を定期的開催する。
79	3点の体力的に女性	①拠点施設の充実	男女共同参画、男女平等の意識を広く市民に普及啓発するとともに、男女共同参画における活動団体が主体的に活動できるように、活動・交流・情報発信の場となる拠点の充実に努めます。	人権施策推進課	A	野洲市人権センターを男女共同参画のための拠点施設として、ジェンダーサークルの活動等で利用した。	野洲市人権センターを男女共同参画のための拠点施設として、ジェンダーサークルの活動等で利用した。		継続	男女共同参画のための拠点施設を確保する。
80	(4)多様な主体の連携・協働	①自主グループ・団体の育成支援	男女共同参画社会づくりに向けて地域に密着した活動を促進するとともに、活動するグループや団体を育成し、活動が活発に展開されるよう支援を行います。	市民協働室	B	・やすまる広場実行委員会主催の「やすまる広場」を消防フェアと同時開催し、約8000人の来場者があり、盛大な催しとなった。 ・市内の環境団体に声を掛け、市民活動応援講座を開催。交流会と意見交換会を実施した。	・やすまる広場実行委員会に女性の役員(2名)は、昨年と同数であったが、開催に至るまで活発な意見が交わされた。 ・市民活動応援講座(子育て関係団体の交流会)の参加者は全員が女性で交流の機会を得た。	継続的な取り組みが必要である。	継続	男女共同参画社会づくりに寄与する団体の育成と活動の支援に努める。
81	(4)多様な主体の連携・協働	②多様な主体との連携・協働	民間活動団体や事業者など多様な主体と行政による積極的な連携、協働を推進していきます。	人権施策推進課	B	民間活動団体への、人権センターの貸出(100%減免)や、男女共同参画社会実現に向けた活動支援を行った。	「ジェンダー平等を考える会」として市と懇談会を開催し意見交換された。	今後、事業を共催で行うなど積極的な連携を図り、協働を行う必要がある。	継続	市民団体や事業者と連携し、協働で事業を行う。

重点課題 2 推進体制機能の充実

No.	施策	プランやす事業名	プランやす事業の概要	担当課	2024年度(R6年度)事業実績及び成果と課題				2025年度(R7年度)計画 計画(継続・変更等)	第4次行動計画終了時点(令和7年度)での到達目標	備考
					取組評価	事業実績	事業成果	課題・問題点等			
82	(1)庁内機能の充実と職員研修	①職員研修の実施	行政関係職員が男女平等意識を持ち、男女共同参画の視点に立った職場の管理、部下の指導・育成が行えるよう研修を推進します。	人事課	A	男女共同参画を統一テーマとして職場研修は実施していないが、必要な能力の養成に向けた研修を実施した。	必要な能力の養成に向けた研修機会の提供等を通じ、職員一人ひとりの成長と意識の醸成が図れた。		継続	職員研修を継続する。	
83		②定期的な調査・研究の実施	男女共同参画に係る意識と実態の調査を定期的実施します。	人権施策推進課	—	18歳以上の市民1,000人(男女各500名)に対し、意識調査を実施した。回収率は、35.7%。	市民の意識は、概ね県の調査結果と同様であったが、性別役割分担意識については、まだまだ根深く残っている傾向にあるため、引き続き啓発を行う必要がある。		継続	調査結果を次期の計画に反映させる。	
84		③情報の確保	県及び他市町との連携を図るとともに、定期的な情報交換などの機会を確保し、情報収集を図ります。	人権施策推進課	A	市町男女共同参画・女性活躍推進担当課長・担当者会議や職員研修に参加し、定期的な情報交換・情報収集を行った。	国・県や他市の情報を収集することができた。		継続	男女共同参画に関する情報を収集し、庁内で共有する機会を設ける。	
85	(2)充実した相談	①相談窓口の充実	男女共同参画に関する相談業務の充実に向け、県や関係機関との連携に努め、相談しやすい環境づくりに努めます。	人権施策推進課	A	相談業務の充実のため、他機関との連携に努め、個別相談できる相談室を確保した。	DV等に関する相談しやすい環境づくりに努めた。また、広報等により女性の人権ホットラインなどの相談窓口の周知を行った。		継続	相談しやすい環境整備に努める。	

令和6年度事業実績【体系・重点課題ごとの集計結果】

基本目標	重点課題	施策内容	第4次計画総括 取組評価の項目数					第4次計画総括 取組評価の項目数				
			A	B	C	D	評価なし	A	B	C	D	評価なし
I あらゆる分野への男女共同参画	1. 女性も男性もともに参画するまちづくり	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	3	5				8	6	0	0	0
		(2) 女性のエンパワーメントの促進	1									
		(3) 男女共同参画の視点に立った防犯、防災、環境、その他さまざまな分野の促進	4	1								
	2. 多様な選択のできる環境づくり	(1) 多様な働き方ができる就労環境の整備	2					5	1	0	0	0
		(2) 職業能力開発・向上のための施策推進	2	1								
		(3) 就労のための情報提供	1									
	3. 職業生活と家庭・地域生活の両立の支援	(1) ワーク・ライフ・バランスの促進	6	1				7	7	0	0	0
		(2) 多様な働く場づくり(農業など)の改善		4								
		(3) 子育てを支える社会的基盤の整備など	1	2								
II 男女共同参画を進める意識づくり	1. 家庭における男女平等の意識づくり	(1) 家庭における男女平等教育の促進	2	4				3	4	0	0	0
		(2) 自立意識の醸成	1									
	2. 地域社会における男女平等の推進	(1) 男女共同参画推進のための社会づくりの広報・啓発	3					7	2	0	0	0
		(2) 男女共同参画を推進する人材の育成	1	1								
		(3) 地域におけるあらゆる分野での男女共同参画意識の浸透と仕組みづくり	3	1								
	3. 男女平等教育の推進	(1) 男女共同参画の視点に立った学校・園所教育の推進	8					8	0	0	0	0
		(2) 国際社会への対応	1									
	4. 国際社会への対応	(1) 国際的な取組との協調	1					1	0	0	0	0
		(2) 国際的な取組との協調	1									
5. 男女間のあらゆる暴力の根絶と人権の尊重	(1) 性の尊重についての啓発推進	2					8	0	0	0	0	
	(2) かけがえのない命を大切にす意識の浸透	6										
III だれもが安心して働き暮らせるまちづくり	1. 一人ひとりの自立のためのまちづくり	(1) 子育て支援の充実	2					3	0	0	0	0
		(2) 生活困難を抱える家庭への支援	1									
	2. 心とからだの健康の保持増進	(1) 生涯を通じた健康支援の充実	3	1				3	1	0	0	0
IV 推進体制の整備・充実	1. 計画推進体制の整備	(1) 市民参画による行動計画の推進	2	1				4	3	0	0	0
		(2) 庁内体制の整備	1									
		(3) 男女が主体的に活動できる拠点の充実	1									
		(4) 多様な主体の支援・協力・連携		2								
	2. 推進体制機能の充実	(1) 庁内機能の充実と職員研修	2				1	3	0	0	0	1
		(2) 相談事業の充実	1									
		小 計	60	24	0	0	1	60	24	0	0	1

【集計結果】

取組評価	内 容	達成率	第4次計画評価	割合
A	プラン目標に沿った事業展開が概ねできた。	達成率80%以上	60	70.6%
B	プラン目標に沿った事業展開がある程度できた。	達成率50%以上80%未満	24	28.2%
C	プラン目標に沿った事業展開があまりできなかった。	達成率50%未満	0	0.0%
D	プラン目標に沿った事業展開がまったくできなかった。	達成率0%	0	0.0%
評価なし	対象年度ではない。(5年ごとの調査等)	—	1	1.2%
		合 計	85	100.0%